

## 平成19年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成19年12月5日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

#### 出席議員（24名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 伊 藤 保   | 2番  | 島 田 和 雄 |
| 3番  | 平 野 忠 作 | 4番  | 伊 藤 房 代 |
| 5番  | 林 七 巳   | 6番  | 向 後 悦 世 |
| 7番  | 景 山 岩三郎 | 8番  | 滑 川 公 英 |
| 9番  | 嶋 田 哲 純 | 10番 | 柴 田 徹 也 |
| 11番 | 木 内 欽 市 | 12番 | 佐久間 茂 樹 |
| 13番 | 日 下 昭 治 | 14番 | 平 野 浩   |

15番 林 俊介  
17番 林 一雄  
19番 嶋田茂樹  
21番 高橋利彦  
24番 神子 功

16番 明智忠直  
18番 高木武雄  
20番 向後和夫  
22番 林 正一郎  
26番 林 一哉

欠席議員(1名)

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良  
教育長 米本弥榮子  
病院事務部長 伊藤敬典  
秘書広報課長 加瀬寿一  
財政課長 平野哲也  
市民課長 木内國利  
保険年金課長 増田富雄  
社会福祉課長 在田 豊  
商工観光課長 神原房雄  
建設課長 米本壽一  
下水道課長 中野博之  
消防長 佐藤眞一  
庶務課長 浪川敏夫  
生涯学習課長 花香寛源  
農業委員会  
事務局長 小田雄治  
病院経理課長 鈴木清武

副市長 鈴木正美  
病院事業者  
管理 吉田象二  
総務課長 高埜英俊  
企画課長 加瀬正彦  
税務課長 野口徳和  
環境課長 平野修司  
健康管理課長 小長谷 博  
高齢者  
福祉課長 横山秀喜  
農水産課長 堀江隆夫  
都市整備課長 島田和幸  
会計管理者 木内孫兵衛  
水道課長 堀川茂博  
学校教育課長 及川 博  
監査委員  
事務局長 林 久男  
飯岡荘支配人 野口國男  
病院  
再整備室長 鍋木友孝

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一

事務局次長 石毛健一

開会 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

#### 日程第1 開 会

議長（嶋田茂樹） ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第2 議長報告事項

議長（嶋田茂樹） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承をいただきたいと思います。

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

議長（嶋田茂樹） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。20番、向後和夫議員、21番、高橋利彦議員、以上の2議員を指名いたします。

#### 日程第4 会期の決定

議長（嶋田茂樹） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第4回定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第12号までの12議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

議案等の説明のために、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

#### 日程第5 議案上程

議長（嶋田茂樹） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

- 議案第 3号 平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4号 旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 議案第 5号 あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 6号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 市道路線の認定、廃止及び変更について
- 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

#### 日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

議長（嶋田茂樹） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成19年度旭市議会第4回定例会を招集し、平成19年度一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を263億3,100万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金に49万3,000円、県支出金に1,354万9,000円、財産収入に364万7,000円、寄付金に320万4,000円、繰入金に1,798万円、繰越金に1,712万7,000円を追加するものであります。

歳出については、議会費に61万2,000円、総務費に2,827万6,000円、民生費に2,027万円、商工費に1,522万1,000円、土木費に1,595万円、消防費に216万1,000円、教育費に481万2,000円を追加し、衛生費から526万3,000円、労働費から1,112万4,000円、農林水産業費から1,491万5,000円を減額するものであります。

議案第2号は、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億1,772万7,000円を追加し、予算の総額を33億4,564万7,000円とするものであります。

議案第3号は、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、予算の総額に変更はありませんが、人事異動及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について、補正を行うものであります。

議案第4号は、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてでありまして、都市計画法第16条第2項の規定による地区計画等の案の作成に関する手続きについて、必要な事項を定めるものであります。

議案第5号は、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、「あさひパークゴルフ場」を設置するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定するものであります。

議案第6号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与改定を行うものであります。

議案第7号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会体育施設に係る使用料を見直すにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立公園として「あさひ健康パーク」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併後、新たに策定した「旭市地域防災計画」との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、建築基準法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、旭中央病院アクセス道「南北線」に係る路線を決定するにあたり、路線の一部を廃止及び変更し、新たに路線を認定するものであります。

議案第12号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、

現委員のうち1名が、平成20年3月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。私は、宮内昭治氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、高齢者福祉について申し上げます。

計画策定から2年目を迎えた第3期の介護保険事業計画は、計画どおり順調に推移しております。

本年は、平成21年度からの第4期介護保険事業計画の策定に向けてアンケート調査を実施することとしており、一般高齢者や介護認定を受けた方、また実際に介護事業に携わるケアマネージャーなど3,000人を対象に、現在の介護サービスの満足度やニーズを把握したいと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会は、去る9月17日の敬老の日に東総文化会館、海上公民館及びいいおかコートピアセンターにおいて開催し、市民2,000人余りの参加をいただき中、文化協会の皆様による演芸や保育所児童による遊戯などで、楽しいひとときを過ごしていただくことができました。

また、隔年で実施している戦没者追悼式については、去る10月17日に挙行いたしました。ご遺族の皆様をはじめ、各種団体の代表者300人余りに参列をいただき、戦没者1,854柱、戦災死没者33柱、香取航空基地より戦場に飛び立ち、帰らぬ人となられた戦没者954柱の御霊に対し、心より哀悼の意を捧げたところであります。

次に、干潟保育所の指定管理者制度による民間委託については、指定管理者である学校法人「旭鈴木学園」との合同保育を実施しているところであり、今後も、来年4月の完全実施に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、義務教育施設の整備状況について申し上げます。

第二中学校屋内運動場改築工事については、外装工事を終了し、現在内部の仕上げ工事を行っているところであり、平成20年2月末の完成に向けて順調に進捗しております。

耐震補強工事については、豊畑小学校、第一中学校及び干潟中学校の工事は終了し、中央小学校、干潟小学校、共和小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校及び飯岡小学校の6校についても、工事は順調に進捗しているところであり、去る11月10日には、旧海上中学校の解体工事に着手いたしました。

また、第二中学校校舎改築工事については、昨日、一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したことから、この契約案件に係る議案を本議会に追加提案することとしております。

次に、学校教育について申し上げます。

去る11月9日、東総文化会館において、初めての試みとして旭市中学校合同文化祭を開催いたしました。これは、旭市総合計画を策定する際に中学生から受けた提言をもとに実現したものであり、当日は約300人の中学生が合唱や英語スピーチなどの発表を通じて交流を図ることができました。互いの絆を深めるとともに、旭市民としての誇りと、生徒同士の一体感を確認し合うことができたものと考えております。

また、キャリア教育については、市内の小学校5校で実施しており、6年生218人全員が市内の職場見学に参加いたしました。

また、中学生については、2年生676人全員が実際に職場体験を行うなど、働くことの苦勞や喜びを体得することができました。これらの職場体験活動を通じて、子どもたちが将来の職業への関心と意欲を高めることができたものと考えております。

次に、去る11月16日、17日の両日にわたって、全日本教育工学研究協議会の全国大会「旭市大会」が市内の小中学校を会場に開催されました。公開授業や講演会を通じて市内の教職員及び全国からの参加者による研究協議が行われる中、本市の情報教育の取り組みに対して高い評価を得ることができました。

次に、社会教育について申し上げます。

去る11月17日、18日の両日にわたり、東総文化会館において第3回旭市生涯学習フェスティバルを開催いたしました。

初日は、市内の小・中学生、高校生、青年等の代表24名による意見発表が行われ、環境問題をはじめ、将来の夢、いじめ問題等に対する自分の考えや体験を通じた感想など、非常に興味深い発表がありました。翌日には、フリーアナウンサーの鈴木史朗さんによる「明るく元気にイキイキ人生」と題した文化講演会等が行われ、2日間の参加者は約1,500人を数え、盛会のうちに終了することができました。

文化振興については、去る10月28日から11月11日まで、地域ごとに文化祭を開催するとともに、去る9月30日には「旭の祭り」を開催したところであり、会場に響き渡る太鼓や笛の音色、獅子舞や神楽の舞に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

市民参加型事業として毎年行われている「市民ミュージカル」については、去る10月28日に上演され、小学校3年生から68歳まで総勢47名の出演者が環境問題等を題材に熱演し、観

覧された皆様から賞賛の拍手をいただいたところであります。

次に、体育振興について申し上げます。

「第59回千葉県民体育大会」の総合開会式が、去る10月27日に旭市総合体育館を主会場に行われ、県内各地での種目別競技には、旭市から16種目に288人の選手が出場いたしました。

また、去る11月25日には、旭スポーツの森公園において「健康体力づくりフェスティバル」を開催いたしました。

グランドゴルフやドッジボール等の軽スポーツを中心に、小学生から高齢者まで約900人の参加をいただく中、好天にも恵まれ、気持ちよい汗をかきながら、交流を深めるとともにスポーツを身近に感じていただくことができました。

次に、平成22年に本市において開催される「第65回国民体育大会ゆめ半島千葉国体卓球競技会」については、去る10月に国体旭市実行委員会の広報誌の創刊や専用のホームページを開設するとともに、着ぐるみを活用した啓発など、広く市内外にPRを行っているところであります。

また、千葉県国体実行委員会では、11月22日に国体のイメージソングを決定したところであり、年内には競技別の会期が正式に決定される見込みであります。今後も、国民体育大会の開催に向けてしっかりと準備を進めてまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、既存商店会等の振興策として、6月に引き続き、プレミアム付き共通商品券を12月2日に7,000セット、7,700万円分を販売いたしました。

このプレミアム付き共通商品券の発行により、一般の共通商品券についても市民の関心が高まってきていることから、市としても、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と商店街の活性化につながることを期待するものであります。

次に、国民宿舎飯岡荘について申し上げます。

経営改善対策の一環として取り組んでおります施設改修工事については、計画どおり順調に進捗しており、来る1月1日からは、名称を「食彩の宿いいおか」に改めるとともに、新装されるレストランにて営業を開始する予定であります。

なお、平成20年11月には全館がリニューアルし、新しい国民宿舎として生まれ変わることになりますので、今後も時代のニーズに応えながら健全経営を目指して努力してまいります。

次に、農業について申し上げます。

去る11月21日に、JAちばみどり、生産者及び関係機関の協力をいただく中、大田市場や

品川シーサイドフォレスト内のオーバルガーデンにおいて、本市農産物のPR活動と今後の産地の方向性などについて、市場関係者と活発な意見交換を行ってまいりました。

本市は、農業産出額412億円、全国第7位を誇る県内最大の農産物供給基地であり、生産者は日々、安全・安心な野菜の生産に頑張っていることなどを、市場の関係者や消費者の方々に積極的にPRを行ったところであります。

次に、園芸については、今年の3月に越冬栽培で初めて「トマト黄化葉巻病」の発生が確認されました。特に、促成栽培への被害は甚大であり、発病株数の多いハウスでは、12月で栽培を終了せざるを得ない生産者や、栽培そのものを断念してトマト以外への転作を余儀なくされるなど、大変厳しい状況となっております。

この対策には、入れない、増やさない、外に出さないという防除の原則が重要であることから、今般、市単独で助成を行うこととしたところであります。

次に、畜産については、2年前よりサーコウイルスによる豚病が全国的に広がりを見せる中、当地域においても養豚農家への影響が続いている状況にあります。

このため、国に対しては各方面から早期にワクチンの承認を求める要望が出されており、市としても、農林水産省への要望活動を積極的に行うとともに、地元の養豚組合も豚病調査に協力するなど、ワクチンの早期認可を得るため、官民一体となった活動を行ってまいりました。これにより、通常は認可までに2年程度を要するワクチンの承認が大幅に早まる見通しとなったものであります。

次に、地球温暖化対策の一つとして、世界的にトウモロコシ等のエタノール化が進められる中、家畜の飼料が異常に急騰するとともに、国内では米の消費減少等により米価の低迷が続くなど、農家を取り巻く環境は危機的な状況となっております。

こうした中、米の飼料化への取り組みを進めるため、県・市及び畜産・稲作農業者等の参加による「飼料用米等の生産拡大に向けたプロジェクトチーム」を発足させたところであり、今後は「飼料用米」の普及と適切な米の需給調整を図ってまいります。

次に、「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」について申し上げます。

本事業は、農業の経営改善などを目的として、担い手農家が農業機械等を購入した際に自己負担の軽減を受けることができるものであり、事業実施主体である県・市・JAちばみどり及び農林漁業金融公庫で構成する「旭市担い手育成総合支援協議会」を通じて、現在、26の経営体が承認を受けて事業を実施しているところであります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

10月から11月には、「いきいき旭・産業まつり」、「ふるさとまつりひかた」、「海上産業まつり」を開催し、各地域の特色を生かしたまつりとして、例年以上の来客をいただく中、盛況のうちに無事に終了することができました。

また、去る11月4日には初めての試みとして、魚を中心とした朝市を海匠漁業協同組合の市場を会場に開催いたしました。

飯岡漁港から水揚げされる、新鮮な魚貝類や市内の様々な農産物が集まる中、当日は、天候にも恵まれ、開店前からたくさんの来場者がつめかけ大盛況となり、主催した漁協青年部は朝市の盛況ぶりに自信を深めたものと考えております。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、11月30日現在、64件の工事を発注したところであります。

旭中央病院アクセス道「東西線」については、市道01 - 020号線の旭中央病院前のヘリポート周辺約110メートルについて、水路の付替えと歩道工事を施工することとしており、「南北線」については、JRを跨ぐ橋梁詳細設計及び道路設計を実施しているところであり、今般、総延長3,208メートルの全路線を定めたことから、関連する議案を上程したところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

市の将来像やまちづくりの整備方針を定める都市計画マスタープランの策定に着手いたしました。今後は、基礎調査資料等の分析や検討を行うとともに、市の現況と課題を整理する中で、全体構想、地域別構想等を検討してまいりたいと考えております。

また、街路事業については、旭駅前線において駅東側代替地の基盤整備を進めているところであり、今後も、早期の完成を目指して県と連携を図りながら積極的に事業を進めてまいります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、親水公園をテーマとして整備を進めているところであり、現在、公園南側地域において、噴水を利用して遊べる施設整備を行っております。今後も、市民が安心して集える憩いの場となるよう公園整備を進めてまいります。

次に、あさひ健康パーク整備事業については、平成20年7月1日のオープンを目指して工事は順調に進捗しており、今議会に関連する議案を上程したところであります。

今後も、既存のあさひ健康福祉センターとあさひパークゴルフ場との連携により、市民の

健康づくりの推進と海岸地域の振興に寄与することを期待するものであります。

次に、病院事業について申し上げます。

旭中央病院は、海匠・香取地域の基幹病院として高度医療や救急医療等の不採算の医療を受け持ちながらも、健全経営を堅持するため、病院職員が一丸となって鋭意努力をしているところであります。

また、病院の再整備事業については、基本設計を終了し、現在、実施設計に着手したところであり、去る10月16日には県知事に要望するとともに、去る11月27日には、厚生労働省医政局長と面会し、事業に対する助成を強くお願いしたところであります。

今後も、有利な財源を確保するため、国・県に対して、積極的に要望活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、消防について申し上げます。

本年1月から10月までの消防活動の状況は、火災発生38件、救急出場2,196件、救助出場32件となっており、前年同期と比較して、火災発生は13件の減、救急出場は65件の増、救助出場では13件の増となり、救急出場の増加が顕著となっております。

救急出場の増は、病院間の転送・搬送件数が大幅に増加したものであり、これは周辺の消防本部からの救急搬送が旭中央病院へ一極集中していることが要因となっているものであります。

また、火災発生件数は減少しているものの、既に火災により3名の尊い命が犠牲となっており、これから年末・年始を控える中、市民に対して、火災予防への呼びかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

市民の身近な移動手段として導入しているコミュニティバスについては、本年4月から9月までの6か月間で、約5万人の市民の皆様にご利用されており、昨年と同様、年間10万人の利用が見込まれるところであります。

この間、地域審議会をはじめ、市民の皆様から様々なご意見やご要望をいただいていることから、現在、コミュニティバス検討委員会を中心に検討を行っているところであります。

今後も、より市民ニーズに合った、効率的で利便性の高い運行を目標に、多くの市民に利用していただけるよう努力してまいります。

最後に、タウンミーティングについて申し上げます。

市民の意見や提案をまちづくりに反映させるため、これまでの地区懇談会に代えて、本年

度は、10月20日から11月7日まで計7回のタウンミーティングを開催し、延べ718人の参加をいただきました。

今回は、あらかじめ設定したテーマである「子育て支援やきれいなまちづくり、農業振興、子どもの安全や健全育成、住みやすいまちづくり、中高年の健康づくり、観光資源を活かしたまちづくり」について、市民の皆様と活発な話し合いを行ったところであり、いただいたご意見や提案については、今後のまちづくりに生かせるよう、精一杯努力してまいりたいと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

#### 日程第7 議案の補足説明

議長（嶋田茂樹） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

財政課長（平野哲也） 議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を263億3,100万円とするものでございます。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金の2項1目民生費国庫補助金の地域生活支援費補助金49万3,000円の追加は、地域生活支援事業のうち地域活動支援センターへ委託している相談支援事業と機能強化

事業の単価が増になったことによるものでございます。

14款県支出金、2項2目1節社会福祉費県補助金の説明欄1番、重度心身障害者（児）医療費助成金247万1,000円の追加は、申請者の増によるものでございます。

説明欄2番の地域生活支援費補助金24万6,000円の追加は、国庫補助金と同じく、委託料の増によるものでございます。

説明欄3番の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金563万3,000円の追加は、新規事業で、障害者自立支援法の施行に伴う2年間の経過措置として、サービスの利用者や事業者を支援することにより、新たな事業への円滑な移行を促進するための補助金でございます。

説明欄4番の障害者グループホーム等入居者家賃補助事業費補助金58万8,000円の追加は、県の補助要綱が確定し、補助対象経費が変更になったことによるものでございます。

3節児童福祉費県補助金87万1,000円の追加は、ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金で、申請件数の増によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金の説明欄1番、強い農業づくり交付金203万円の追加は、新規事業で、土地改良事業万力 期地区内にライスセンターを建設するための設計及び土質調査に係る補助金でございます。

説明欄2番のたい肥利用促進集団育成支援事業費補助金171万円の追加は、新規事業で、堆肥の散布機械の購入に係る補助金でございます。

8ページをお願いします。

15款1項財産運用収入の2目利子及び配当金で、364万7,000円の追加は、基金の運用による利子でございます。

このうち、1節財政調整基金利子は、短期国債購入による利子として223万円を、また、3節地域振興基金利子は、県債等購入による利子として141万7,000円を計上するものでございます。

なお、これらの運用益はそれぞれの基金に積み立てることといたしております。

16款1項2目民生費寄附金の追加は、1節社会福祉費寄附金に福祉用機器購入費として20万4,000円、3目農林水産業費寄附金の追加は、1節農業費寄附金に農業振興費として300万円の篤志寄附を計上するものでございます。

17款1項3目介護保険事業特別会計繰入金1,798万円の追加は、平成18年度決算の確定による一般会計繰出金の精算に伴う返還金でございます。

18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金のうち、留保財源の2億4,264万7,000

円の中から、今回の補正財源として必要な1,712万7,000円を計上するものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出になります。

歳出につきましては、事業ごとに歳入で触れなかった主な補正内容を申し上げますが、その前に、各款にわたる職員給与費の補正についてご説明申し上げます。

今回の補正は、当初予算で計上した職員給与費について、実際の職員配置に合わせて科目ごとに増減を行うとともに、一般職職員の給与改定に伴う増額を行うものでございます。

この結果、総額で3,820万円の減額となるものでありまして、各款項目の給与関係費につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、11ページをお開きください。

2款1項10目地域振興費の説明欄1番、コミュニティバス等運行事業208万8,000円の追加は、平成20年4月1日からの運行ルートの再編に伴い、あらかじめ時刻表と車内放送テープの作成を行うとともに、停留所の標識を購入するものでございます。

11目諸費の説明欄1番、市バス運営事業231万7,000円の追加は、利用回数が増加したことによるものでございます。

続いて、12ページをお願いします。

説明欄2番、国庫支出金等返還費3,600万円の追加は、平成18年度の社会福祉関係の国庫補助金の精算に伴う国庫補助金等の返還金でございます。

それでは、少し飛びまして、20ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、農業振興事務費278万1,000円の追加は、トマト黄化葉巻病の防疫対策として、啓蒙用リーフレットの作成や診断薬の購入を行うとともに、生産者に対して防虫ネットの購入費を補助するものでございます。

説明欄2番の農業活性化推進事業300万円の追加は、歳入で申しあげました農業費寄附金について、担い手育成総合支援協議会が行う事業への補助金として計上するものでございます。

説明欄3番の経営構造対策事業203万円の追加は、これも歳入で申しあげました万力 期地区のライスセンター建設に係る補助金でございます。

次は、22ページをお開きください。

7款1項3目観光費の長熊スポーツ公園整備事業724万5,000円の追加は、公園整備のための設計を行うものでございます。

その下のページになりますけれども、8款3項4目公園費の下宿ふれあい公園整備事業

898万8,000円の追加は、三川地先へ新しく公園を整備するための測量と設計を行うものでございます。

それでは、また最後に少し飛びまして、28ページから31ページになりますけれども、ここは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思えます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ1億1,772万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億4,564万7,000円とするものです。

この補正予算は、平成18年度の決算が確定したことにより、その歳入歳出差引額である1億2,415万7,000円を繰越金として処理し、それを財源に、保険給付費に係る国、県等の支出金を精算し、残りを基金に積み立てるものです。

それでは、7ページをお開きください。

歳入になります。

7款繰越金は1億1,772万7,000円を追加し、平成18年度の決算確定額である1億2,415万7,000円にするものです。

次は、8ページになります。

歳出です。

4款基金積立金、1項1目介護保険給付費準備基金積立金は5,347万5,000円を追加するもので、このことにより19年度末の基金保有見込額は3億31万円となります。

6款諸支出金、1項2目償還金は6,425万2,000円を追加し、平成18年度決算の保険給付費に係る精算による返還金を計上するものです。内訳は説明欄のとおりですが、いずれもルール分によるものです。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、下水道課長、登壇してください。

(下水道課長 中野博之 登壇)

下水道課長(中野博之) 議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について、職員人件費の補正を行うものであります。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務関係職員給与費であります。説明欄1の一般事務関係職員給与費は219万2,000円の増額となります。内訳といたしましては、給料117万3,000円、職員手当等34万9,000円、共済費41万3,000円、負担金補助及び交付金25万7,000円であります。

2款事業費、1項1目維持管理費の施設維持管理関係職員給与費は79万2,000円の減額となります。内訳は、給料67万4,000円、職員手当等2万3,000円、共済費9万5,000円であります。

給与全体で140万円の増額となります。

5ページをご覧ください。

4款予備費、1項1目予備費は140万円の減額をするものであります。

なお、予算総額の変更はありません。

6ページをお開きください。

給与費明細書となります。(1)総括表は給与費140万円の増額のうち、負担金補助及び交付金の25万7,000円を除いた114万3,000円について記載されているものです。

7ページ、8ページは、給料、手当等の明細及び級別職員数となっております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

議長(嶋田茂樹) 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第5号、議案第8号について、都市整備課長、登壇してください。

(都市整備課長 島田和幸 登壇)

都市整備課長(島田和幸) それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第8号について、補足説明を申し上げます。

最初に、議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてでございます。

都市計画に定める地区計画等の案の作成に際しましては、その案にかかわる区域内の土地所有者等利害関係を有する者の意見の反映を義務付けており、意見を求めるための原案の提示方法と意見の提出方法は、都市計画法の規定により、市町村の条例で定めることとなっております。本案は、そうした地区計画等の案の作成手続につきまして具体的に定めるものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明をいたします。

第1条は、都市計画法の規定によりまして、地区計画等の案の作成手続を定める旨の規定でございます。

第2条は、地区計画等の原案についての提示方法を規定するものでございます。

第3条は、必要に応じて説明会等の措置を求める旨を規定するものでございます。

第4条は、地区計画等の原案に対する意見の提出方法についての規定でございます。

第5条は、必要な事項を別に定める旨の委任規定でございます。

附則は、本条例の施行日を規定するものでございます。

次に、議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、あさひパークゴルフ場の使用及び管理について必要な事項を条例に定めるものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明をいたします。

第1条は、地方自治法の規定により公の施設を設置する趣旨の規定でございます。

第2条は、施設の名称及び位置を定める規定でございます。

第3条から第7条までは、使用に関する規定であり、使用の許可や使用料について定めたものでございます。

第8条から第11条までは、管理に関する規定であり、指定管理者に管理を行わせる場合について、その範囲や基準を定めたものでございます。

第12条は、必要な事項を別に定める旨の委任規定でございます。

附則第1項は、本条例の施行日を規定するものでございます。

附則第2項は、準備行為についての規定でございます。

附則第3項は、第6条の規定に関して、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するための規定であり、別表第1その1にパークゴルフ場の使用料を加えるものでございます。

次に、議案第8号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在、中谷里浜地先に建設しているあさひパークゴルフ場と隣接するあさひ健康福祉センター及び生活環境保全林の一部を含め、3.6ヘクタールを市立公園とするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容については、第3条で規定する名称及び位置について、別表2都市公園以外の公園にあさひ健康パークを加えるものでございます。

附則は、本条例の施行日を規定するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第9号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

総務課長（高埜英俊） 議案第6号及び議案第9号について、補足説明をいたします。

議案第6号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づいて、所要の改正を行うものであります。

今回は、19年度と20年度の改正を一つの条例で行うために、条例を条立ての構成といたしまして、第1条で平成19年度の改正を、第2条で平成20年度の改正をするものでございます。

まず、第11条でございますが、条例第10条第3項の改正は扶養手当の額の改正でありまして、子ども等の扶養手当を6,000円から6,500円とするものです。

なお、子ども等の扶養手当はこれまで、職員に配偶者があるとき、その配偶者を職員の扶養親族とする場合としない場合で1人目の手当の額が異なっていましたが、今回の改正によって、6,500円に統一されることとなります。これに伴いまして、第11条第3項の改正は所要の文言修正をするものでございます。

次に、第27条第2項の改正は、平成19年12月期の勤勉手当の支給率を「100分の72.5」から「100分の77.5」に引き上げるものでございます。これにより、期末手当と勤勉手当の合計は、年間で100分の445か月から100分の450か月となります。

また、別表の改正は、国と同様に給料表を改正するものです。初任給を中心に若年層に限定した改正を行うものでありまして、全体の平均改定率は0.1%の増となります。

第2条ですが、第27条第2項の改正は、平成20年度以降の勤勉手当について、6月期、12

月期、ともに100分の75に改めるものでございます。

次に、附則について説明いたします。

第1項は、施行期日を定めるものでありまして、19年度の改正規定である第1条は、公布の日から施行し、20年度の改正規定である第2条は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、19年度の改正である第1条のうち、扶養手当及び給料表の改正については、平成19年4月1日に遡及して適用し、勤勉手当については、その基準日である12月1日に遡及して適用するものでございます。

第3項は、既に支給されました給与を改正後の給与の内払いとみなす規定でありまして、これにより、改正後の規定によって遡及して計算した額と、既に支給された額の差額を後日支給することとなります。

続いて、議案第9号でございます。

議案第9号は、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

第4条の現地災害対策本部は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づきまして、市町村が定める地域防災計画の定めるところによりまして、災害地にあつて、災害対策本部の事務の一部を行う組織として置くことができるものであります。

合併後は、この現地災害対策本部を支所に置くこととして運用してまいりました。本市では、平成17年度から合併後初めての旭市地域防災計画を策定してまいりましたが、このほど県との協議がすべて終了し、地域防災計画が定まりました。この計画においては、現地災害対策本部を置くこととしてはおらず、支所に置く地区災害対策室での対応となります。

これにより、条例の規定が不要となるため、第4条を削除するものであります。

以上で、議案第6号及び議案第9号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 花香寛源 登壇）

生涯学習課長（花香寛源） 議案第7号について補足説明をいたします。

議案第7号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、別表第1の改正は、合併以来懸案となっていました旭市社会体育施設の使用料について見直しを行うもので、現在の社会体育施設の使用料は合併前の旧市町の料金体系となっておりまして、地域住民に対する不公平感をなくすため、所要の改正を行うものであ

ります。

改正の内容ですが、市内社会体育施設が16施設と多岐にわたりますので、要旨のみ説明させていただきます。

1点目として、全施設について区分体系並びに単位の見直しを行い、料金の区分を一般と高校生以下に統一し、利用時間の単位を1時間単位としました。また、野球場の照明料の区分で、現行では2分の1点灯、3分の2点灯、全点灯の規定がありましたが、現状では2分の1点灯及び3分の2点灯はやっておらず、利用者の安全性を考え、全点灯のみに統一しました。

2点目として、料金の設定にあたっては、設置年度、施設の規模、設備の状況等を勘案し、格差が生じないようにしました。

なお、市外料金については、現状どおり5割増しとさせていただきました。

3点目として、旭地区の体育施設については、毎年、体育月間である10月のみ使用料無料、市外については市内料金としていましたが、これは、平成9年度に総合体育館が建設され、その利用促進を図るため設けた制度でありまして、建設後10年を経過し、利用者も定着していることから、所期の目的を達成したものと考え、廃止することといたしました。

以上が主な改正内容でございますが、今回の改正にあたりましては、社会教育関係団体並びに学識経験者等で構成される旭市社会教育委員会議にはかり、ご理解をいただいているものでございます。

以上で、議案第7号について補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤眞一 登壇）

消防長（佐藤眞一） 議案第10号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

火災予防条例第29条の3第2号中の避難階の規定について、建築基準法施行令の改正によりまして、建築基準法施行令引用条文、「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改めるものでございます。

また、危険物の規制に関する政令の改正により、第31条の2第1項第1号、第31条の3第2項第2号及び第31条の3の2第3号中の、製造所等に設けることとされます「ためます」を「貯留設備」に改めるものでございます。

なお、施行日については公布の日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

建設課長（米本壽一） 議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明を申し上げます。

新規に認定する01 - 032号線は、旭中央病院アクセス道「南北線」であり、認定路線調書及び市道認定位置図のとおり、起点と終点を明らかにするものです。

具体的には、旭中央病院ヘリポート北側を起点とし、東総広域農道を終点とする3,208メートルです。

廃止及び変更については、01 - 032号線の新規認定に伴い、重複する現在の認定路線のうち、すべてが重複する5 - 0170号線、3 - 0058号線、4119号線については廃止を、一部重複する5 - 0029号線、3 - 0154号線については変更するものです。

以上で、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第12号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が平成20年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、旭市萩園1192番地5にお住まいの宮内昭治氏、昭和12年8月29日生まれの方であります。

宮内さんは、平成17年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚、誠実な人柄で、地域における信望も厚く、委員として適任の方でございますので、引き続きお願いするものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当す

る事項はございません。

委員の任期は、3年間でございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時10分